

令和7年第4回

札幌市教育委員会会議録

令和7年第4回教育委員会会議

1 日 時 令和7年3月17日（月）13時30分～13時50分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	朝 倉	由紀子
教育次長	廣 川	雅 之
生涯学習部長	井 上	達 雄
学校支援担当部長	池 田	秀 利
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
中央図書館長	前 田	憲 一
総務課長	千 田	博 史
庶務係長	新 井	達 之
書 記	滝野沢	由希奈

4 傍聴者 1名

5 議 題

報告第1号 札幌市立義務教育諸学校学級編制についての改正について

議案第1号 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案について

議案第2号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則案について

議案第3号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和7年第4回教育委員会会議を開会いたします。本日の会議録の署名は、道尻豊委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

【議 事】

◎報告第1号 札幌市立義務教育諸学校学級編制改正について

○山根教育長 それでは、議事に入ります。報告第1号「札幌市立義務教育諸学校学級編制改正について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○教職員担当部長 教職員担当部長の菅野でございます。私から、報告第1号について、ご説明いたします。

本件は、小学校第6学年における少人数学級拡大に係り、別紙「札幌市立義務教育諸学校学級編制について」につきまして、小学校第6学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の上限を、40人から35人に引き下げる改正を行ったものでございます。

詳細については、インデックスの「参考」をご覧ください。こちらは、令和3年4月の「義務標準法」の改正概要となっております。資料中段の「2概要」(1)のとおり、小学校の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。

また、「(2)少人数学級の計画的な整備」にあるとおり、令和7年3月31日までを経過措置とし、「i」にある表の計画のもと、これまで札幌市においても、第2学年から第5学年まで、学年進行により段階的に引き下げてまいりました。

令和7年度は経過措置期間が終了となったことから、札幌市においても第6学年について40人から35人に引き下げるよう学級編制基準を改正したところで

す。

なお、中学校第1学年の生徒で編制する学級については、これまで国の加配定数を活用し、35人学級を実施してきたところでございます。昨年12月、財務大臣と文部科学大臣により、令和8年度からの中学校における少人数学級の拡大が合意されたところであり、今後については、加配定数を含めた国の具体的な検討状況を見極めてまいります。

本件につきましては、以上でございます。

○山根教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

○山根教育長 よろしいでしょうか。
(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、報告第1号については、以上とさせていただきます。

◎議案第1号 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案について

◎議案第2号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 続きまして、議案第1号「札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案について」及び議案第2号「札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則案について」であります。いずれも学校教育職員の退職手当に関連する事項となります。これらについてまとめて説明、ご審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 ありがとうございます。それでは議案第1号及び第2号はまとめて説明、審議を行うことといたします。事務局から説明をお願いします。

○労務担当部長 労務担当部長の井上でございます。

議案第1号「札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案について」及び議案第2号「札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部改正について」につきまして、一括して説明いたします。ただいまからの説明は、国の法改正に伴い、この法を根拠としております札幌市の条例が改正となり、さらにそれに伴いまして、下部規程である規則の改正を行うことを説明、ご審議をお願いする内容になっておりますので、そういった前提でご説明をお聞きいただければと思います。

それでは、議案第1号「札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案」から説明いたします。お手元の議案第1号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

まず、改正の背景についてでございますが、国において、雇用保険法等の文言など、一部が改正されたことに伴い、国家公務員退職手当法の「失業者の退職手当」に係る規定が改正され、失業後、短期のアルバイト等をしたときに得る就業手当分に相当する退職手当が廃止されることとなりました。

国と同様の制度としている札幌市の退職手当条例についても、国の法改正に準じて改正を行うため、令和6年11月開催の教育委員会会議において改正案を提出し、ご承認をいただいたところです。

そうした中で、この規則改正は、国の失業者の退職手当支給規則が改正されたことを受け、これに準じた改正を行うほか、所要の規定整備を行うものです。

「失業者の退職手当」についてでございます。「失業者の退職手当」とは、本市教育職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業状態にあるときに、その差額分を退職手当として支給するものであり、雇用保険の失業等給付に相当する制度です。

続いて、主な改正内容について説明します。退職手当条例の改正により「就業手当に相当する退職手当」を廃止したことに伴い、当該手当の支給を受けた受給資格者が実施する事業を「失業者の退職手当」の支給期間の特例の対象外とする規定や、当該手当の申請方法及び申請に係る様式を定める規定が不要となることから、規則から除くものです。また、施行期日についてでございますが、改正法及び改正条例の施行期日に合わせて、本規則案については令和7年4月1日を施行日としております。これらの改正については、本市の市長部局においても同様の改正を実施予定でございます。

次に、議案第2号「教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。引き続き、お手元の議案第1号資料中、「概要」とインデックスのついたページの裏面をご覧ください。

まず改正の概要についてでございますが、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図る等のため、刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設することとされました。

本規則改正は、この法改正に伴い、懲役又は禁錮に係る規定を含む規則について、拘禁刑に改める規定整備を行う必要があることから、各様式の中で用いられている「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

また、施行期日についてですが、改正法の施行期日に合わせて、令和7年6月1日を施行日としております。これらの内容については、本市の市長部局においても同様の改正を実施済みとなっております。なお、刑法改正に伴う、本市の関係条例の規定整備については総務局が一括して整備条例案として取りまとめ、令和6年第4回定例市議会において可決・公布されております。

説明は以上でございます。議案第1号及び議案第2号について、当該規則の一部を改正することとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山根教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言するものあり）

○山根教育長 それでは議案第1号及び議案第2号については、提案どおり決定されました。

◎議案第3号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務状況に関する規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 続きまして、議案第3号「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務状況に関する規則の一部を改正する規則案について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○労務担当部長 引き続き労務担当部長の井上でございます。それでは、議案第3号「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正について」説明いたします。それでは、お手元の議案第3号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

まず、会計年度任用職員についてでございますが、地方公務員法に基づき任期を1会計年度として任用される非常勤の職員でございます。従前の臨時職員と及びしていた方になってございます。このうち教育委員会が任命権者となる会計年度任用職員に係る勤務条件は、本日お諮りいたします規則に定めておりまして、その内容は基本的に本市における会計年度任用職員に準ずる内容となっております。

本日お諮りする前段として、札幌市の常勤職員の勤務条件に関する条例の改正は令和7年第1回定例議会において可決され、条例施行規則については3月6日の人事委員会会議において改正されたところです。改めまして本議案では、札幌市常勤職員の勤務条件の改正及びこれに紐づく札幌市会計年度任用職員の勤務条件に係る改正をふまえ、これらに準じた改正を行うべく大きく3つの改正とその他の規定整備についてお諮りするものでございます。なお、今回の改正内容につきましては札幌市市長部局における会計年度任用職員の勤務条件の改正と同様であることをあらかじめ申し添えます。

まず、第1 育児介護休業法の改正を踏まえた改正についてでございます。改正の背景についてですが、主に民間事業主を対象とした育児介護休業法が改正され、このうち地方公務員に適用となるものとして、地方公共団体において任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲が「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達する子を養育する職員」に拡大されました。また、同様にこの法改正の中で民間事業主に対し仕事と介護の両立支援制度の周知に係る措置を義務付ける規定が設けられました。

札幌市におきましても、人事委員会の報告において職員のワークライフバランス実現のためには、仕事と介護等を両立させるための各種支援制度の整備や周知を継続していくことが不可欠であり、地方公務員にも適用となる事項については速やかに対応することが必要であることが言及されております。

これを受けて先の教育委員会会議においても所要の措置を図るよう勤務条件条例及び規則の改正についてお諮りし、承認いただいたところです。

次に具体的な改正の内容についてでございますが、これらの背景を踏まえ教育委員会における会計年度任用職員の勤務条件に関する規則において、時間外勤務の免除となる職員を定める第8条においてその取扱いを定めるよう所要の規定整備等を行います。

また、第20条を新設し、仕事と介護の両立支援制度に係る勤務条件の整備について札幌市職員の勤務条件に関する条例及び条例施行規則における当該規定を準用する規定を新設いたします。なお、施行期日は令和7年4月1日といたします。

次に、第2 特別休暇に係る改正についてでございます。特別休暇については、本議案では健康管理休暇と子の看護等休暇の2つを改正したいと考えています。

改めまして改正の背景についてでございますが、まず健康管理休暇についてでございます。札幌市において健康管理休暇は「1回につき連続する3日の範囲内において2日以内」と規定しております。この間、職員から日数の拡大について

要望があったことや、他政令市において健康管理休暇の取得可能日数を3日または必要な期間としている都市が半数以上であったことを踏まえ、常勤職員についてこの取得可能期間を「1回につき連続する3日以内」と改正されました。また、その取得期間について現行では「1日または半日」としてありますが、体調に合わせて必要な時間のみ休暇を取得することができる制度とするため「1日、1時間または1分」と改められました。

次に子の看護等休暇についてです。この特別休暇の取得事由について、現行では「中学校就学前の子を看護等をする場合または当該子が参加する行事参加する場合」と定めています。仕事と子育ての両立支援の観点や、子どもが病院を受診する際に中学生であっても保護者の付き添いを必要とする医療機関が多数存在していることを踏まえ、対象児童の範囲を拡大し、「15歳に達する日以降の最初の3月31日まで」にある子に対するものを認めるよう改正されました。

改正の内容についてでございますが、これらの動向を踏まえまして、特別休暇の事由及び期間を定めている別表3について概要記載の改正を行い、札幌市常勤職員に準じた特別休暇の取得が可能となるよう、所要の改正を行います。なお、施行期日は令和7年4月1日の施行といたします。

次に第3 組合休暇の新設についてでございます。まず、改正の背景についてですが、札幌市常勤職員が登録を受けた職員団体の業務等に従事する場合等において、1年度につき30日を超えない範囲内で組合休暇の取得を認めているところで、一方で会計年度任用職員については、組合休暇の制度を設けていません。

国家公務員においては、人事院規則において非常勤職員においても組合休暇に相当する措置が認められており、近年本市会計年度任用職員においても職員からの要望もあることから、本市会計年度任用職員について組合休暇の規定が新設されたところです。

具体的な改正の内容についてでございますが、このことを踏まえまして、教育委員会における会計年度任用職員においても同様の取扱いとするべく、第17条を新設し、組合休暇の制度を設けるとともに、その給与の減額や組合休暇の取得に係る承認の手続きの規定を設けることといたします。

また、会計年度任用職員については週あたりの勤務日数または年間の勤務日数に応じて割り落とすことが相当であるため、別表5を新設し、取得可能日数を定めることといたします。

最後に、第4 その他規程整備ですが、上記改正に伴い生じる条ずれや、所要の規定整備を行うことといたします。

長くなりましたが、本議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○山根教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、御意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定されました。

○山根教育長 本日予定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山根教育長 以上で、令和7年度第4回教育委員会会議を終了いたします。